【国内鉄スクラップ検収規格表】

東京製鐵株式会社

======================================	格名	材質	寸法(mm)			品質・形状	その他条件
が旧石		.,,,	厚さ	幅	長さ	明真が払	との他来什
電	特 A	軟鋼炭素鋼	6.0以上	500以下	1500以下	ビレット、形鋼、レール、厚鉄板、棒鋼等	1) 特殊鋼は除く。
特	Α	軟鋼炭素鋼	6.0以上	- - 700以下 -	岡山 2500以下 田原 九高松 2000以下 宇都宮 1500以下	ビレット、形鋼、レール、厚鉄板、棒鋼等、鋳鋼、 大型自動車及び建設車両屑、船舶解体屑等	
特	級	軟鋼炭素鋼 軸受鋼 バネ鋼	3.0以上			自動車解体屑、船舶解体屑、線材、パイプ、バネ、軸受、チェーン、ホイール、シャーシ等	 パイプは厚さで検収する。 パイプの両端は開放され、中を反対側まで見通せるもの。 パイプ及びパイプ状容器の直径は300mmまでとする。 300mm以上のものは長さ500mm以下とする。 寸法最小限度は30mmとする。
_	級	同上	1.6以上			パイプ、軽量形鋼、自動車解体屑、珪素鋼板等	1) パイプ類については「特級」と同条件とする。 2) 使用済みの珪素鋼板は「級外」とする。
=	級	同上	1.0以上			鉄線、鉄板、自動車解体屑(ボディー、バンパー)、ドラム缶、自転車屑、 溶接棒等	1) ワイヤロープ屑は酸化が少なく規定寸法に切断又は結束したもの。 但し麻芯分を3%引きとする。2) 溶接棒は薬品引き20%とする。
級	外		1.0未満			薄鉄板、ブリキ板、トタン板、バケツ等	1) 錫メッキ缶、石油缶及びホーロー物品は返品とする。 但し少量混入の場合は不採用とし没収する。
新断	斤バラ			700以下	1500以下	新断屑等	1) 歌ルしていてものは厚なて怜四十て
	プレスA プレスB		3辺合計: 1000以下 3辺合計: 2000以下 (最大辺: 800以下)			新断屑を機械プレスしたもの等	1)酸化しているものは厚みで検収する。 2)形鋼、丸鋼、特殊鋼は除く。
	゚レス					飲料缶等を機械プレスしたもの等	 1) 酸化していないもの。 2) 品質検査は抜き取り検査とする。 3) 手締、結束ものは返品とする。
ダライ	粉プレス					鋼ダライ粉を機械プレスしたもので外周を鉄板で巻いたもの等	4)焼却場で発生する鉄スクラップをプレスしたものは返品とする。 5)家電品プレスは返品とする。
鋼ダ	ライ粉					鋼塊鍛造品の荒削り粉、一般削り粉(パーマ状のもの、チップ状のもの)、 鬼ダライ粉等	 3) 銑ダライ粉、特殊鋼粉、異物混入は返品とする。 2) 過度に酸化したものは返品とする。 3) 油(水)を含んだものは重量引きとする。
銑ダ	ライ粉					鋳物の削り粉等	 3) 鋼ダライ粉、特殊鋼粉、異物混入は返品とする。 2) 過度に酸化したものは返品とする。 3) 油(水)を含んだものは重量引きとする。
モータ-	ーブロック	7				車両エンジン屑等	1) 単重1000kg以下。
	ッダーA ッダーC	軟鋼炭素鋼 軸受鋼 バネ鋼				自動車(ボディー)及びそれに準ずるもの	1)シュレッダー機械加工したもの。 2)「シュレッダーC」は「シュレッダーA」の格落ち又は「級外」相当品を シュレッダー機械加工したもの。

[備 考]

- ① 特に酸化が著しい場合は重量引き又は返品とする。
- ② 土砂又は異物の混入したものは、重量引き又は返品とする。
- ③ 化学工場からの発生品は原則として受入しない。
- ④ モーターブロックと鋼屑の混入は認めない。
- ⑤ ダライ粉と鋼屑の混入は認めない。
- ⑥ 規定寸法以上のものは切断引き4000円/t、又は返品とする。
- ⑦ 未処理密閉物はペナルティ7000円/個の上返品とする。
- ⑧ ダンゴ状の鉄筋は、切断処理を基本とするが、 700×1200×300(mm)以内で適正に処理した場合は受入する。
- ⑨ 単重1000kg以上のものは返品、又は事前協議の上受入する。

- ⑩ 銑屑は事前協議の上受入する。
- ① 番線プレスは厚みと酸化の度合により検収する。
- (2) シュレッダーの酸化部分はその度合によりダストとして重量引きする。
- (3) 表面処理された新断は「一級」とする。但し、錫メッキ品は受入しない。
- ④ 錫メッキ缶をプレスしたものは受入しない。
- (5) カウンターウエイトは受入しない。
- (i) 宇都宮、田原工場のワイヤー及びコイル状屑は切断されたもののみ 受入する。その他の工場においては結束されたもののみ受入する。 荷役に問題のあるものは返品または切断引きとする。
- ① 放射性物質混入の可能性のあるものは受入しない。

- (18) 銅コーティング等、明らかに銅の混入が分かるものは受入しない。
- ⑨ 車輪は「電特A」で検収する(直径1200mm以内)。
- ② クロップ屑は原則、単重300kg以下のものは「電特A」とする。 単重1000kg以上のものは「特級」とし、事前協議の上、受入する。 単重300~1000kg間のものについても、事前協議の上、受入する。 鉱さい等付着の場合は、その度合によりダストとして重量引きする。
- ※ 上記規格以外の鉄スクラップは事前協議の上受入する。